



保健 保健福祉課からのお知らせ

問 保健福祉課 国民健康保険係
☎476-1111(135)

◆『国民健康保険』のいろは！



その11 ～医療費の自己負担が高額するとき～

同じ月内で医療費の自己負担額が高額になったときは、限度額を超えた分が高額医療費として後から支給されますが、医療機関の窓口で『限度額適用認定証』を提示することにより、入院・外来とも窓口での支払いが限度額までとなります。

入院されるときには『限度額適用認定証』の申請を！

高額医療費の限度額は所得区分により異なることから、医療機関で限度額が適用されるには、所得区分が印字された『限度額適用認定証』の提示が必要です。限度額適用認定証が必要な方は、役場保健福祉課国民健康保険係の窓口で交付申請の手続きをお願いいたします。ただし、70歳以上の方については、住民税が非課税世帯のみの交付となります。（保険証の提示で所得区分が分かるため）

【限度額が適用されるまでの流れ】

- 入院や外来受診で
医療費が高額になる
- 認定証の交付申請
— 役場 —
- 認定証の交付
— 役場 —
- 認定証を医療機関
窓口で提示し、限度
額までを支払う



必要なもの
〔・認めの印鑑〕
〔・保険証〕



※認定証には有効期限があります【7月末まで（保険証の切れる時期と同じ）】

※外来で限度額までとなるのは、個人単位で、医療機関ごとです。（同じ医療機関でも入院、外来等は別）

※所得区分ごとの限度額がいくらかは、平成26年1月号に掲載してあるので参考にしてください。

大崎町の医療費

区 分	診 療 年 月	国民健康保険		
		一 般 分	退 職 者 分	合 計
被保険者数	平成 25 年 9 月	4,419 人	233 人	4,652 人
	平成 24 年 9 月	4,587 人	263 人	4,850 人
医療費総額	平成 25 年 9 月	127,055,049 円	4,959,508 円	132,014,557 円
	平成 24 年 9 月	143,186,256 円	8,598,471 円	151,784,727 円

区 分	診 療 年 月	一般被保険者分	退職被保険者分	全被保険者分
一人当たり 医 療 費	平成 25 年 9 月	28,752 円	21,285 円	28,378 円
	平成 24 年 9 月	31,216 円	32,694 円	31,296 円